

保護者の皆様へ

高知市保育幼稚園課長 山中 理枝

まん延防止等重点措置期間（令和 4 年 2 月 12 日から 3 月 6 日）における
教育・保育施設等の利用について

日頃は本市の教育・保育行政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年 2 月 10 日に、政府は高知県に対し、2 月 12 日から 3 月 6 日までを対象期間とする「まん延防止等重点措置」の適用を決定しました。

保育所等の対応については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所することが国から示されていることから、本市の教育・保育施設等は原則開所することとします。

なお、教育・保育施設の利用等については、下記のとおりのお取り扱いとなりますので、よろしくお願ひします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、感染症対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 教育・保育施設等の利用にあたってのお願い

本市においてもデルタ株よりもさらに感染力が強いオミクロン株による感染が拡大しており、昨年の第 5 波ピーク時の 2 倍を上回る状況に至っています。また、特に子どもへの感染が多数確認されていることから、次の 2 点をお願いします。

- ① 日頃からお願ひしているところではありますが、今回のまん延防止等重点措置期間中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、例えば、仕事がお休みの日などで、ご家庭で保育が可能な場合は、利用を控えるなど、真に必要な日及び時間でのご利用をお願いします。
- ② 保護者が体調不良や発熱している状態などでの子どもの送迎は控えていただきますようお願いいたします。

2 保育料・副食費について

本市から登園自粛要請は行わないことから、まん延防止等重点措置期間中（令和 4 年 2 月 12 日から 3 月 6 日まで）の保育料・副食費について、登園日数に応じた減額は行いません。

※ただし、園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合は、登園しなかった日数に応じて保育料を減額します。また、副食費については、在籍する各施設（公立の場合は保育幼稚園課）へお問い合わせ下さい。

【 問い合わせ先 】
高知市保育幼稚園課
Tel : 088-823-4012